

随意契約及び比較見積省略理由書

大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 汚泥焼却設備補修工事

本工事は、大井水みらいセンターに設置されているしき破碎機外が経年劣化により不具合が発生しているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該設備は汚泥移送投入、焼却、排ガス処理、焼却灰搬出等の各機器が一体のシステムとして構成されており、大井水みらいセンター用に設計・製作されたものであり、効率的かつ安定した運転が出来るように固有の機能を有している。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した月島機械(株)から補修業務を業務移管された月島テクノメンテサービス(株)以外になく、大阪府との契約窓口である同社大阪支社西日本営業部より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則第62条関係運用第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとする。